

環 環 管 第 2 1 号
平成 3 1 年 1 月 1 7 日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司 様



京 都 市 長 門 川

〔 担 当 環 境 政 策 局 環 境 企 画 部 環 境 管 理 課
TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 5 1 〕

「京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案」に対する意見について

平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日 付 け で 提 出 さ れ ま し た 標 記 配 慮 書 案 に つ い て ， 京 都 市 環 境 影 響 評 価 等 に 関 す る 条 例 第 1 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き ， 別 添 の と お り 環 境 配 慮 の 観 点 か ら の 意 見 を 述 べ ま す の で ， 本 意 見 を 勘 案 し て ， 配 慮 書 を 作 成 し て く だ さ い 。

(別 添)

「京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案」に対する意見

京 都 市 長

- 1 計画段階環境配慮の対象として抽出した大気質・騒音・振動の環境要素については、複数案の評価結果を示したうえで、総合評価を行うこと。
- 2 既存建築物の解体に当たっては、アスベストの使用の有無について、大気汚染防止法等に基づき、十分な事前調査を行い、アスベストが認められた場合は、適切に対応すること。
- 3 土壌汚染調査及び対策について、土壌汚染対策法に基づき万全を期すこと。
- 4 本意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。